

## 指名理由の公表について

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成13年政令第34号)第7条第2項第3号において規定する指名理由の公表について、本町においては、「大刀洗町建設工事競争入札参加者の格付及び選考要綱」第7条の業者の選定に係る考慮事項を公表することにより、指名理由の公表に替えております。

「大刀洗町建設工事競争入札参加者の格付及び選考要綱」第7条の業者の選定に  
係る考慮事項

同種の工事についての経験	発注する工事に応じた工事経歴(町工事以外のものを含む。)の有無
施工見込の確実性	業者の施工能力, 手持工事量, 経営状態等からみた施工見込みの確実性
地理的条件	指名回数の機会均等及び地域性その他の経済性の確保
不誠実な行為の有無	前項に定めるもののほか, 重大な反社会的行為を行い, 又は行うおそれがある者として, 関係行政機関から通知があり, かつ, 業者選定の対象とすることが, 適当でないと認められるものは, これを選定しないものとする。